

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく略式代執行に伴う公告について

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項の宅地造成等に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められるものについて、法第 23 条第 3 項において準用する法第 20 条第 5 項第 2 号の規定に基づき、その所有者を確知することができないため、次のとおり公告します。

1. 対象土地

- (1) 香南市香我美町山北字土居ノ谷 2692 番、4259 番 1、4259 番 2、4260 番、4261 番 1、4262 番 2
- (2) 香南市香我美町山北字北ノ内 2696 番、2697 番、2698 番、2699 番 2
- (3) 香南市香我美町山北字土居ノ谷 4261 番 1、4260 番及び 4262 番 2 並びに同字北ノ内 2696 番、2697 番及び 2698 番に隣接する道

2. 措置の内容

当該土地の法面に対して、盛土の安定計算による最小安全率（常時）1.5 以上かつ最小安全率（大地震時）1.0 以上を満たすよう、排土、押え盛土又はこれらと同等以上の機能を有する是正措置を講ずること。

安定計算に当たっては、ボーリング、土質試験、地下水位観測等の適切な調査を実施し、現場状況に即した条件設定を行うこと。

3. 措置が必要となる理由

当該土地に施工された盛土には、災害防止のために必要な擁壁等が設置されていない状況です。また、盛土の法肩および法面には連続性のある亀裂（クラック）が確認されており、そのため法面が崩落しています。これらの状態から、盛土の下方にある人家に対して重大な災害が発生するおそれが高いと認められます。

4. 措置の期限

令和 8 年 8 月 3 日

期限までに措置が履行されない場合、県知事またはその命じた者若しくは委任した者（以下「県知事等」という。）が、この措置を行う。

5. 費用の徴収について

所有者が確知された場合、県知事等が措置に要した費用は、所有者に徴収することがあります。

6. 連絡先

〒780-8570

高知県高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号

電話：088-823-9849

担当：筒井

令和 8 年 4 月 28 日
高知県知事 濱田 省司